

◎群馬県告示第72号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和2年3月13日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
69	桐生市新里町関字上長者205番3の一部、205番4の一部、208番2の一部、211番3の一部、215番5の一部、221番20の一部、222番、224番3の一部、224番5の一部、225番、226番2の一部、227番4の一部、227番5の一部及び228番3の一部	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域